

日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）	1
○気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（附則第五条関係）	7
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第六条関係）	8
○電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三百三十八号）（附則第七条関係）	10
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）	11
○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（附則第九条関係）	12
○日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）（附則第十条関係）	15
○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（附則第十一条関係）	16
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（附則第十二条関係）	17
○日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）（附則第十三条関係）	18

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社について定めることを目的とする。</p> <p>2] この法律において「東日本電信電話株式会社」とは、次条第三項第一号イに掲げる都道府県の同号に規定する区域において地域電気通信事業を經營することを目的とする株式会社であつて、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。次項において「平成九年改正法」という。）附則第二条第一項の規定により国が</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ發行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信業務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>2] 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）は、地域電気通信事業を經營することを目的とする株式会社とする。</p> <p>（新設）</p>

引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。

- 3| この法律において「西日本電信電話株式会社」とは、次条第三項第一号ロに掲げる府県の同号に規定する区域において地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社であつて、平成九年改正法附則第二条第一項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を承継したものをいう。

(事業)

第二条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二・三 (略)

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 会社は、前項に規定する業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

4 地域会社は、次に掲げる業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(事業)

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社

が發行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二・三 (同上)

四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 (同上)

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、次の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 前項に規定する業務のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 (略)

5 (略)

6 地域会社は、第三項及び第四項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮するとともに、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保

に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

(商号の変更)

第八条 会社及び地域会社は、会社法の定めるところにより、それぞれその商号の変更をすることができる。

(取締役及び監査役)

一 前項の業務のほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 (同上)

5 (同上)

6 地域会社は、第三項及び第四項の業務のほか、第三項の業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項の業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配慮し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

(商号の使用制限)

第八条 会社又は地域会社でない者は、その商号中に日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社という文字を用いてはならない。

(取締役及び監査役)

第十条 日本の国籍を有しない人は、会社及び地域会社の代表取締役
となることができない。

2| 会社及び地域会社は、日本の国籍を有しない人がそれぞれその取締
役又は監査役の三分の一以上を占めることとなつてはならない。

3| 会社は、その代表取締役、取締役又は監査役が就任し、又は退任し
たときは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項（これら
の者が退任したときにあつては、第三号及び第四号に掲げる事項を除
く。）を総務大臣に届け出なければならない。これらの者の就任につ
いて届出をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一 氏名及び住所

二 役職

三 日本の国籍を有しない人であるかどうかの別

四 その他総務省令で定める事項

（定款の変更等）

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更の決議（会社又は地域会社の
商号の変更に係る定款の変更についての決議を除く。）並びに合併、
分割及び解散の決議

は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 地域会社に係る前項に規定する合併の決議又は分割の決議（電気通
信事業の全部を承継させる分割についての決議に限る。）についての
総務大臣の認可があつたときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律
第八十六号）第十七条第二項の届出があつたものとみなす。

（監査等委員会設置会社等である場合の読替え）

第十八条の二 会社又は地域会社が監査等委員会設置会社である場合に
おける第十條第二項及び第三項並びに第十五條の規定の適用について

第十条 日本の国籍を有しない人は、会社及び地域会社の取締役又は監
査役となることができない。

2| 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議は、総務大臣の認可
を受けなければ、その効力を生じない。

（新設）

（定款の変更等）

第十一条 会社及び地域会社の定款の変更、

合併、

分割及び解散の決議並びに会社の剰余金の処分（損失の処理を除く。）

の決議は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 地域会社に係る前項の合併 の決議又は分割の決議（電気通
信事業の全部を承継させる分割についての決議に限る。）についての
総務大臣の認可があつたときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律
第八十六号）第十七条第二項の届出があつたものとみなす。

（監査等委員会設置会社等である場合の読替え）

第十八条の二 会社又は地域会社が監査等委員会設置会社である場合に
おける 第十五條の規定の適用について

は、これらの規定中「監査役」とあるのは、「監査等委員」とする。

2 会社又は地域会社が指名委員会等設置会社である場合における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条第一項及び第三項	代表取締役	代表執行役
第十条第二項及び第三項	又は監査役	、執行役又は監査委員
第十五条	監査役	監査委員
第十九条、第二十三条及び附則第十五条	監査役	執行役
第二十五条	取締役	執行役

第二十三条 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした会社又は地域会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二条第二項、第四項若しくは第六項又は第十条第三項（第十八条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 十（略）

（削る）

は、同条 中「監査役」とあるのは、「監査等委員」とする。

2 会社又は地域会社が指名委員会等設置会社である場合における次の表の上欄に掲げるこの法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十条、第十九条、第二十三条及び附則第十五条	監査役	執行役
第十五条	監査役	監査委員
第二十六条	取締役	執行役

第二十三条（同上）

一 第二条第二項、第四項又は第六項

る届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 の規定による。

二 十（同上）

第二十五条 第八条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第二十五条 第六条第四項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不実の公告をした会社の取締役は、百万円以下の過料に処する。

第二十六条 (同上)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。</p> <p>2 6 (略)</p>	<p>第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社</p> <p>、西日本電信電話株式会社</p> <p>又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。</p> <p>2 6 (同上)</p>

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（海上保安庁等との関係）</p> <p>第一百条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社（以下この条において「海上保安庁等」という。）は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならぬ。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1 5 4 （略）</p> <p>5 第一百条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二項に規定する新会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二項に規定する新会社</p>	<p>（海上保安庁等との関係）</p> <p>第一百条 自衛隊と海上保安庁、地方航空局、航空交通管制部、気象官署、国土地理院、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下この条において「海上保安庁等」という。）は、相互に常に緊密な連絡を保たなければならぬ。</p> <p>2 （同上）</p> <p>附 則</p> <p>1 5 4 （同上）</p> <p>5 第一百条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項に規定する会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二項に規定する新会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二項に規定する新会社</p>

「と、「及び同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社」とあるのは、「同条第三項に規定する西日本電信電話株式会社及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社等に關する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人（当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人）」とする。

6
6
19
(略)

「と、「及び西日本電信電話株式会社」とあるのは、「西日本電信電話株式会社 及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号。以下この項において「改正法」という。）による改正前の日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第八十五号）第一条第二項の規定により日本電信電話株式会社が営んでいた国内電気通信業務のうち改正法附則第二条第二項の規定により国が引き継がせるものとされた業務を改正法附則第七条の定めるところにより承継して営んでいる法人（当該法人が合併により消滅したときは、当該合併後存続する法人又は当該合併により設立した法人）」とする。

6
6
19
(同上)

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第八条関係）

改正案		現行	
別表第一（略）		別表第一（同上）	
(略)	(略)	(同上)	(同上)
二十五 総務省	(略)	二十五 総務省	(同上)
	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第三項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの		日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）による同法第十条第二項の認可に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)	(同上)	(同上)

（傍線部分は改正部分）

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第五条 電報の事業（配達の業務を含む。以下この条において同じ。）は、当分の間、電気通信事業とみなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等）に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）<u>、西日本電信電話株式会社（同法第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。次項及び附則第九条第二項において同じ。）及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者（以下この条において「国際電電承継人」という。）のみがこれを行うことができる。この場合において、電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第二条の規定による改正前のこの法律（以下この条において「旧法」という。）の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。）はなお効力を有する。</u></p> <p>254 (略)</p> <p>第九条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入</p>	<p>附則</p> <p>第五条 電報の事業（配達の業務を含む。以下この条において同じ。）は、当分の間、電気通信事業とみなし、当該事業に係る業務のうち受付及び配達の業務については、東日本電信電話株式会社</p> <p>、西日本電信電話株式会社</p> <p>及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）第一条の規定による廃止前の国際電信電話株式会社（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社の電気通信事業者の地位を承継した者（以下この条において「国際電電承継人」という。）のみがこれを行うことができる。この場合において、電報の事業については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第二条の規定による改正前のこの法律（以下この条において「旧法」という。）の規定（第十六条、第十七条及び附則第五条第一項の規定を除き、罰則を含む。次項において同じ。）はなお効力を有する。</p> <p>254 (同上)</p> <p>第九条 旧公社と締結した契約に基づく旧公衆法の規定による電話加入</p>

権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八条第一項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）附則第五条第六項に規定する承継計画において定めるところに従い当該電話加入権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等）に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。」又は西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）」と、同条第二項中「公社」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とすることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日以後に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定に

権については、当分の間、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧公衆法第三十八条第一項中「公社」とあるのは「日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）附則第五条第六項に規定する承継計画において定めるところに従い当該電話加入権に係る権利及び義務を承継した東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社

「と、同条第二項中「公社」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社」と、同条第四項中「質権の目的とすることができない」とあるのは「電話加入権質に関する臨時特例法（昭和三十三年法律第三百三十八号）に定める場合を除き、質権の目的とすることができない」と、旧公衆法第三十八条の二及び第三十八条の三第一項中「電話取扱局」とあるのは「東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社において電話に関する現業事務を取り扱う事務所」とする。

2 施行日以後に日本電信電話株式会社と締結した契約に基づく権利及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）の施行の日以後に東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社と締結する契約に基づく権利であつて、前項の電話加入権に相当するものとして総務省令で定める要件に該当するものについては、旧公衆法第三十八条から第三十八条の三までの規定が同項の規定に

よりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に関して適用されるこれらの規定の例による。

よりなおその効力を有する間は、同項の電話加入権に関して適用されるこれらの規定の例による。

○日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 附則第四条第三項の規定に基づく新法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第二十一条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第二条中「日本電信電話公社」とあるのは、「日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第七条 附則第四条第三項の規定に基づく新法第十条の規定による退職手当の支給に要する費用の財源に充てるために負担すべき金額の政府の一般会計への納付及びこれによる一般会計の受入金の過不足額の調整については、第二十一条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第二条中「日本電信電話公社」とあるのは、「<u>日本電信電話株式会社</u>」とする。</p>

○日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）（附則第十一条 関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、日本電信電話株式会社〔日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。第六条第一項において同じ。〕の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の融資等に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、日本電信電話株式会社</p> <hr/> <p>の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用し、社会資本の整備の促進を図るため、国の融資等に関する特別措置を講ずるとともに当該資金の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

○厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（附則第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （存続組合の業務等） 第三十二条（略） 25（略）</p> <p>6 財務大臣は、存続組合に関して第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六条第二項若しくは第十五条の規定による認可又は第三項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法第十六条第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、存続組合に係る次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。附則第五十四条第一項第一号において同じ。） 総務大臣</p> <p>三（略）</p> <p>79（略）</p>	<p>附則 （存続組合の業務等） 第三十二条（同上） 25（同上）</p> <p>6 財務大臣は、存続組合に関して第三項の規定により適用するものとされた改正後国共済法第六条第二項若しくは第十五条の規定による認可又は第三項の規定により適用するものとされた国家公務員共済組合法第十六条第二項の規定による承認をする場合には、あらかじめ、存続組合に係る次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 日本電信電話株式会社</p> <p>三（同上） 総務大臣</p> <p>79（同上）</p>

○日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成九年法律第九十八号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（日本電信電話株式会社の再編成）</p> <p>第二条 国は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）を設立し、それぞれ、日本電信電話株式会社（附則第八条第二項、第九条及び第十二条を除き、以下「会社」という。）が営んでいる国内電気通信業務のうちこの法律による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「新法」という。）</p> <p>第二条第三項第一号に規定する地域電気通信業務に該当する業務を、各地域会社に引き継がせるものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第三条 郵政大臣は、会社が営んでいる事業の地域会社及び長距離会社（附則第八条第二項、第九条及び第十二条を除き、以下「承継会社」という。）への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、その事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社（以下この項、次条及び附則第十二条において「会社」という。）は、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営</p>	<p>附則</p> <p>（日本電信電話株式会社の再編成）</p> <p>第二条 国は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「地域会社」という。）を設立し、それぞれ、日本電信電話株式会社（以下「会社」という。）が営んでいる国内電気通信業務のうちこの法律による改正後の日本電信電話株式会社等に関する法律（以下「新法」という。）</p> <p>第二条第三項第一号に規定する地域電気通信業務に該当する業務を、各地域会社に引き継がせるものとする。</p> <p>2・3 （同上）</p> <p>（基本方針）</p> <p>第三条 郵政大臣は、会社が営んでいる事業の地域会社及び長距離会社（以下「承継会社」という。）への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、その事業の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>第八条 （同上）</p> <p>2 会社は</p> <p>、当分の間、会社がこの法律の施行の際現に営</p>

んでいる業務であつて、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第二項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。）、西日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。）及び附則第二条第二項の株式会社（次条及び附則第十二条において「承継会社」という。）に引き継がれるものとして承継計画に定められたもの以外のもの（日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）を引き続き営むことができる。

んでいる業務であつて、承継会社

に引き継がれるものとして承継計画に

定められたもの以外のもの（新法

第二条第一項に規定する業務に該当するものを除く。）を引き続き営む

ことができる。